

学術総会・秋季シンポジウム・支部例会運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会(以下、「この法人」という)の定款第3条第1号に定める学術集会のうち、この法人が主催する学術総会、秋季シンポジウムおよび支部例会の運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 学術総会、秋季シンポジウムとは、有識者の講演、会員の再教育のための講演、会員の研究発表等により、会員の知識の啓発および意見の交換を行うことを目的とし、毎年1回定期的に開催する集会をいう。

2 支部例会とは、前項と同様の目的とし、各支部で毎年1回～2回定期的に開催する集会をいう。

(会長及び事務局長)

第3条 学術総会に会長1名の他に、事務局長などを置くことができる。

2 秋季シンポジウムに会長1名の他に、必要に応じて事務局長などを置くことができる。

3 支部例会に会長1名の他に、必要に応じて事務局長などを置くことができる。

(会長及び事務局長の職務)

第4条 学術総会、秋季シンポジウムおよび支部例会の会長は、学術集会を主宰し、この法人の学術委員会と協力し、開催にかかる一切の業務を所掌する。

2 学術総会、秋季シンポジウムおよび支部例会の事務局長などは、前項の会長の職務を補佐する。

3 学術総会または秋季シンポジウム会長に事故ある時は、理事長が代行者または後任者を決定する。

(会長の選任)

第5条 学術総会の会長は、理事会で選出し、社員総会において選任する。

2 秋季シンポジウムの会長は、理事会で選出し、社員総会において選任する。

3 支部例会の会長は、支部において選任する。

(会長の任期)

第6条 学術総会、秋季シンポジウムの会長の任期は1年とする。

2 支部例会長の任期は支部で決定する

3 会長は、任期終了後でも、後任者が就任するまで、その職務を継続して行う。

(学術総会組織委員会の設置)

第7条 この法人に、学術総会における継続性のあるプログラムなどを協議するために学術総会組織委員会を置く。

- 2 学術総会組織委員会は、会長及び理事運営委員会に属する理事並びに次条の規定により選ばれた委員で構成する。
- 3 会長は必要に応じて委員の任命ができ、理事長が委嘱することとする。
- 4 秋季シンポジウムおよび支部学術集会には組織委員会を設置しない。

(学術総会組織委員会の活動期間)

第8条 学術総会組織委員会の活動期間は、発足の日から該当する学術総会の会務報告がなされる日までとする。

(開催時期)

第9条 学術総会は、原則として4月中旬から6月下旬の間に、秋季シンポジウムおよび支部例会は原則として9月から11月の間に開催する。

- 2 学術総会、秋季シンポジウムおよび支部例会の会長は、開催日、開催場所を決定し、理事会および社員総会に報告する。

(準備金)

第10条 この法人は、学術総会、秋季シンポジウムおよび支部例会の開催準備のため、それぞれの会長に一時準備金を貸与する。

- 2 準備金は終了後、この法人に全額返金するものとする。

(会計および決算報告)

第11条 会計処理は「学術総会・秋季シンポジウム・支部例会等の学術集会運営取り決め」に従って実施する。

- 2 学術総会・秋季シンポジウム決算は学会事務局に報告すること。
- 3 支部例会決算は支部事務局に報告し、年度末に支部会計と学会本部会計を連結する。

(研究費)

第12条 決算において剰余金が発生した場合は、その一部を会長の所属機関(またはそれに相当する機関)にこの法人の事業に関連する研究費として寄付することができる。

(集会の公開)

第13条 学術総会、秋季シンポジウムおよび支部例会は公開とする。但し、会長が必要と認めたときは、その一部を非公開にすることができる。

(参加登録)

第14条 学術集会に参加しようとする者は、それぞれの開催事務局に必要事項を記載した所定の参加登録用紙を提出するとともに参加費を納入し、参加登録しなければならない。

(発表資格)

第15条 学術総会および秋季シンポジウムにおいて発表をすることができる者は、この法人の会員とする。ただし、共同発表者や会長が特に許可した者はその限りではない。

2 支部例会では非会員でも発表可能とする。ただし、共同発表者のなかに会員が含まれていることが必要である。

3 第1項の「会長が特に許可した者」とは、次に掲げる者とする。

(1) 会長が講演あるいは意見の発表を依頼した者

(2) この法人の会員以外の者で、研究発表を希望し会長が許可した者

(発表の申し込み)

第16条 研究発表を行おうとする者は、会長の指定する期日までに研究内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(採否)

第17条 会長は申し込まれた研究発表等について、その採否、発表形式、発表日時等を決定し、申込者に通知しなければならない。

(抄録集)

第18条 抄録集は会長が編集し、この法人の学会誌に掲載する。

(変更)

第19条 この規程は、理事会の承認を得なければ変更することができない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学術集会運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

第21条 本規程は平成25年8月6日から施行する。